

65歳以上の方へ
揖斐広域連合介護保険課からのお知らせです。

令和6年
4月から

介護保険料がかわります

介護保険事業は、40歳以上の皆様に納付していただく介護保険料と国や自治体の負担金により運営されております。事業全体にかかる費用のうち、40歳～64歳の第2号被保険者負担分が27%、65歳以上の第1号被保険者負担分が23%と定められています。

また、介護サービスを受ける方の人数や介護サービスにかかる費用(介護・予防給付費、標準給付費、地域支援事業費等)等を予測し、この23%の負担分をもとにして65歳以上の方の介護保険料を3年に1度見直しを行っています。

令和6年度から8年度までの介護給付費等を予測した結果、介護保険料を裏面のとおり変更することとします。

皆様のご理解とご協力を願いいたします。

ご注意ください!

介護保険料は、年金から天引きされて納付されることが原則となっていますが、65歳になられたときや、転出入により保険者が変わったとき、修正申告等で所得区分が変更となった場合等には、半年から1年の間、一時的に納付書でのお支払いか、申し出により口座振替でのお支払いになることがありますので、ご留意ください。

介護保険事業にかかる費用の負担割合

